

令和元年7月9日
庁議資料



答 申 書

令和元年7月

狛江市消防委員会

本委員会は、令和元年5月17日、市長から「消防団員の定員及び給与について」の諮問を受け、以下の資料を活用し、狛江市消防団（以下「消防団」という。）に属する狛江市消防団員（以下「団員」という。）の任期及び出動手当の支給日について消防団の現状、また他市の状況等を検証し、2回にわたり会議を開催し、狛江市消防団本部（以下「消防団本部」という。）との意見交換を交えながら慎重に審議を尽くした。以下の結論をもって、本委員会の答申とする。なお、議論にあたっては、次ページ以降に記載する内容を踏まえて行った。

参考資料

- ・ 消防団任期の見直しの経緯について
- ・ 北消連消防団任期一覧表

結論

「消防団員の定員及び給与について」は、消防団本部と意見交換を行った結果、現在の消防団が置かれている状況や社会情勢、他市の状況に鑑み、団員の確保を図る観点から、任期を1期3年制から1期2年制へ変更する必要があると考える。また、出動手当の支給日についても、業務の負担軽減を図る観点から、15日から21日に変更することが適当であると考えられる。

任期を2年にする時期は、第22期の任期が令和2年3月31日までであることから、来期（第23期）の開始となる令和2年4月1日からが適当であることを申し添える。出動手当の支給日を変更する時期についても、同様と考える。

消防団を取り巻く環境は刻々と変化することが想定される。これらの課題に速やかに対応するため、今回の議題については、今後も懸案事項として引き続き消防委員会で検討をしていく。

1 消防団の現状について

狛江市消防団条例（昭和 42 年条例第 1 号。以下「条例」という。）に定める団員の定数は 108 名であるが、平成 31 年 4 月 1 日現在の団員数は、本部及び本部付団員と 6 個分団の団員 103 名であり、5 名が欠員となっている。また、消防団は条例にあるように、3 年を一つの期として毎期区切りをつけており、その際に団員の入れ替えを行っている。

入団に関しては、一般公募ではなく、地元町会や消防団 OB による斡旋・勧誘、又は団員個々のつながりにより行っている。

しかし、地元に着した者が年々減少していることや、団員の被雇用者化が急速に進んでいることなどにより、団員の確保は各分団において最も大きな課題となっている。

本委員会においても、平成 25 年 7 月 19 日に諮問を受けた「消防団員の定員及び給与について」の答申書の中で、機能別団員及び女性団員を有機的に採用することが適当であると結論づけ、平成 26 年度から本部付団員として活動している。

東日本大震災以降、市民の防災意識の高まりとともに、消防団に求められる役割も多様化し、災害時活動だけではなく、地域の防災訓練等においての住民への指導、火災予防の広報、年末や町会行事等の警戒活動、また応急救護活動も重要な役割となっている。

また、狛江市地域防災計画においても、消防団は地域防災力の充実強化のため、「中核的な役割を果たすことを踏まえ、狛江市消防団の強化を図る」とある。

以上のことから、団員の質・量とも拡充を図る必要がある。

2 消防団員の任期年数について

消防団の発足から昭和 50 年 3 月 31 日（第 7 期）までは 1 期 4 年制、昭和 50 年 4 月 1 日（第 8 期）から現在（第 22 期）までは 1 期 3 年制で運用してきた。東京都北多摩地区消防連絡協議会に加入している 17 市の状況を比較すると、圧倒的に 1 期 2 年制を採用している市が多く、狛江市と同様に 1 期 3 年制を採用している市は西東京市のみであった。

3 消防団の出動手当支給日について

現在、消防団の出動手当は条例第 12 条第 2 項で、「翌月 15 日までに支給する」と規定されている。一方、市では、平成 30 年 4 月より業務の負担軽減や事務改善を目的として、給与・報酬等の支給日を毎月 15 日から毎月 21 日へ変更している。

4 委員会の考え方

団員の任期を3年から2年へ変更することは、分団長等の幹部の人材育成に掛けられる時間が短くなることや、分団長を2期以上務めるケースが出てくることなどが懸念されるが、少子化・被雇用者化により、団員の確保が容易でない現在の社会情勢において、団員の勧誘がしやすくなるという点、また、再任に対するハードルが下がり、結果団員の確保が図れるという利点は、地域防災力の充実強化・消防力の確保のために非常に有効である。

また、出勤手当については、市では給与支給日の変更により、職員の事務作業の負担軽減が図られたことから、職員同様に支給日を毎月21日に変更することに反対する理由はない。

消防団任期の見直し検討の経緯について

1 任期見直しの要因

(1) 旧第6分団・旧第7分団統合に伴う定員割れ

- ① 平成23年度(第20期)より、旧第6分団と旧第7分団が統合し、野川分団となった。
- ② その際の野川分団の定数は暫定で18名とした。他の分団は従来どおり15名としており、実員数は本部3名を加えた96名となり、この時点で条例定数108名に対し12名の不足となった。
- ③ 本部・事務局にて条例定数の変更について検討し、条例定数についての見直しはせず、現行の108名体制を維持することとした。

(2) 定数不足解消に対する検討

- ① 108名体制を維持するための方策について、平成23年度より本部・事務局にて検討を開始した。
- ② その結果、機能別団員や女性団員の採用、団員公募、任期の見直しの3点について協議を開始した。
- ③ 野川分団の暫定18名体制について、分団内定数の整理を行った。

2 具体的な検討

(1) 機能別団員・女性団員の採用について

消防団員の確保については、機能別団員や女性団員の採用について、総務省や東京都からも助言・指導等があるなか、各分団の団員確保が困難になりつつある状況も踏まえ、分団統合に伴う団員減少を補うため、機能別団員、女性団員を採用することとした。

(2) 団員公募について

消防団員勧誘に際しては、地元からの推薦や各団員の知人・友人等を介して行っていたが、青年層の地元離れや雇用のサラリーマン化など、社会情勢の変化に伴い、勧誘する対象者が年々減少していることを踏まえ、公募についての検討を行ったが、元々公募に対する土壌がないことや、分団運営への理解について不安な点が多いことなどから、現時点では時期尚早という判断において、公募についての検討は一時保留とした。

(3) 任期の見直しについて

消防団発足から昭和50年3月31日(第7期)までは1期4年制,昭和50年4月1日(第8期)から現在までは1期3年制で各期を運営している。狛江市の場合,一般的に4期12年から5期15年が退団への一つの目安とされているが,入団してから12年先,15年先を考えたときに,先が見えづらい点や長期間に感じられるなど,団員勧誘に際してのネックとなりえる。団の全体枠を検討するにあたり,いかに勧誘しやすい環境を作るかという観点から,従来の1期3年制から2年制への移行について,各分団とも意見交換をしながら協議を進めていくこととした。

3 メリット・デメリットについて

(1) 2年制のメリットについて

- ① 勧誘がしやすくなる
- ② 分団長期間が短縮される
- ③ 再任のハードルが低くなる
- ④ 役職を段階的に経験することができる

(2) 3年制のメリットについて

- ① 勧誘活動の時間的余裕がある
- ② 新入団員への指導に余裕を持てる

(3) 2年制のデメリットについて

- ① 勧誘が頻繁になる
- ② さらなる計画的な人材育成が必要になる
- ③ 分団長を2期以上やる可能性が出てくる

(4) 3年制のデメリットについて

- ① 勧誘時に1期3年と話すと長い印象を持たれる

4 現在の実数

103名

北消連消防団任期一覧表

市	条例定数	実員数	過不足	分団数	任期	備考
立川市	200人	158人	-42人	10分団	2年	団長，副団長のみ適用
武蔵野市	260人	249人	-11人	10分団	2年	班長以上に適用
三鷹市	204人	204人	0人	10分団	2年	班長以上に適用
府中市	420人	416人	-4人	18分団	4年	
昭島市	90人	82人	-8人	4分団	2年	
調布市	304人	304人	0人	15分団	4年	団長，副団長のみ適用
小金井市	83人	71人	-12人	5分団	2年	本部分団長以上に適用
小平市	150人	147人	-3人	9分団	3年	副団長以上は3年，分団長以下は2年
東村山市	150人	114人	-36人	7分団	2年	班長以上に適用
国分寺市	94人	87人	-7人	6分団	2年	
国立市	126人	125人	-1人	6分団	2年	
東大和市	189人	131人	-58人	7分団	3年	班長以上に適用
清瀬市	146人	144人	-2人	7分団	4年	団長，副団長のみ適用
東久留米市	224人	214人	-10人	10分団	2年	部長以上に適用
武蔵村山市	210人	192人	-18人	8分団	2年	班長以上に適用
西東京市	244人	224人	-20人	12分団	3年	
狛江市	108人	103人	-5人	6分団	3年	

※ 定数，実員数は平成31年4月1日現在の数値

任期	自治体数	該当自治体
2年	3市	昭島市，国分寺市，国立市
2年（一部適用）	7市	立川市，武蔵野市，三鷹市，小金井市，東村山市，東久留米市，武蔵村山市
3年	2市	狛江市，西東京市
3年（一部適用）	2市	小平市，東大和市
4年	1市	府中市
4年（一部適用）	2市	調布市，清瀬市
合計	17市	